

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の四第三項第一号」に改め、同項第一号中「管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。）別表第一に掲げる職（管理職手当規則第一条第一項の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員」を「管理監督職員（給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）」に、「管理職手当規則別表第一」を「管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。）別表第一」に改め、同条第二項中「第十七条の四第二項ただし書」を「第十七条の四第三項第一号」に改める。

第四条を第五条とし、第五条の前に次の一条を加える。

第四条 給与条例第十七条の四第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千円
- 四 四種 三千円
- 五 五種及び六種 二千円

2 給与条例第十七条の四第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。